

第4回条例専門部会の議事概要

開催月日：平成17年8月31日（水）

時間：10時～12時

会場：京都府公館 第5会議室

1 開会

2 報告事項

食の安心・安全に関する府民意見交換会における意見等について

協議事項

(1) 条例大綱（案）等について

(2) その他

（概要は、以下の議事録要旨のとおり）

* 出席者

条例専門部会委員

小林 智子	京都府生活協同組合連合会
田中 恒好	立命館大学法科大学院教授
永井 菊博	J A全農京都府本部
中坊 幸弘	京都府立大学人間環境学部教授
野村 善彦	京都府食品産業協議会（欠席）
山下 淳	同志社大学政策学部教授

（敬称略 五十音順）

事務局 太田農林水産部理事、小塩保健福祉部衛生・薬務総括室長
食の安心・安全プロジェクト、保健福祉部生活衛生室、商工部消費生活室、農林水産部農産流通課各担当者

議事録要旨

事務局から、府民意見交換会の開催状況及び参加者の意見要旨を資料により報告。

(委員) 府民意見交換会に多くの参加者があった。また、質問に対して対して、丁寧に答えていただき、非常に良かったと聞いている。また、会場で出た意見をホームページで公表しており、こういった取組を評価する。

食の安心・安全の今後取組において、こういった意見交換会を開催し、出た意見を公表するというやり方は、有効なものと思う。

ところで、参加者の、消費者や事業者などの割合はどうだったか。

(事務局) 6割が消費者、生産者・事業者が1～2割、残りが行政関係者という状況である。

事務局から資料により条例大綱(案)等について説明。

(委員) 基本理念の中に「生産者・事業者の第一義的責任を基礎とした食品の安全性の確保」とあるが、その意味はどのようなことか。

「信頼食品登録制度(仮称)」とは、誰が品質保証し、誰が認定するのか。既に実施している「京ブランド食品」などは、業界が品質保証を行い、クレームに対してはその団体が責任をとることにしている。

(事務局) 「事業者の第一義的責任」は、食品安全基本法の理念に沿ったもの。

「信頼食品登録制度(仮称)」は、業界団体が取り組まれている個々の取組について、食の安心・安全の観点からを応援する取組として考えている。

(委員) 了解した。

(委員) 「健康被害に対する未然防止措置」が入ったことによって、バランスが良くなった。まだ、具体的な発動のイメージができないので、わかりやすい説明が必要。

「消費者としての府民の役割」の表現が、考えと少し違う。まず最初に、「自立した消費者となり、消費者もしっかりすべき。」との考えがあって、その上で、大綱案に記述されている「生産者・事業者の努力を評価できるようにするための知識の習得」などがあると思う。大綱案では、最初のところが抜けている。

前回の骨子には、「関係団体との協働」の項があったが、今回の資料では見当たらない。関係団体が連携・協働していくことは大事なことなので、どこに含まれているのか、分かるようにした方がいい。

(事務局) 消費者の役割の表現は、もう少し工夫したい。

「関係団体との協働」については、「知識の普及及び啓発」に盛り込んでいるが、分かるようにしたい。

(部会長) 消費者の役割において、「消費者が自立し、賢い消費者であるべき」旨の表現を、最初に挿入し、組み立てるよう事務局で検討いただきたい。

「健康被害に対する未然防止措置」は、今の府の現状を踏まえると、緊急的な対応についての根拠、あるいは法律等の対応の遅れ、あるいは法律の欠けているところを補うといったことを包括した一般的な条項としている。

緊急的な対応を一体どういう体制にするのかについては、今後の検討課題とし、今のところ、こういう規定に止めるのが、現時点での現実的な選択ということ。

(委員) 「法令順守等の推進」のところで、「生産者・事業者が 地域社会の一員としての役割を果たす」となっているが、地域社会の一員としての役割は 生産者・事業者だけでなく消費者にもある。事業者が果たす役割は、地域社会の一員としての役割ではなく、地域社会に存在していることを念頭に置いて、事業そのものをきちんとするというように限定した方が良い。「地域社会の一員としての役割」という表現が曖昧だと思う。

それと、基本理念のところでの「第一義的に」という表現は分かりにくいので、変えた方が良い。また「消費者の立場に立った食の安心・安全の確保」という表現は、曖昧な言葉なので、上の二つの安全性の確保を前提として、情報の公開や理解・協力で安心の確保に持っていくという流れの方がわかりやすい。前文の「安全の確保を積み重ねていって安心になる」という記述と対応する形が良い。

(事務局) 「消費者の立場に立った食の安心・安全の確保」の部分が不要ということか。

(委員) 「消費者の立場に立った食の安心・安全の確保」という表現はあまりにも抽象的な言葉ではないか。基本理念の最後の二つを一つにまとめ、「情報の公開・共有化を基礎とした関係者の理解・協力による消費者の立場に立った食の安心・安全の確保」というような形にしていればということ。

(部会長) これだけを読んだら、何が言いたいのかうまく伝わらないので、下の情報の公開という項目と一つにするなど、少し工夫をお願いしたい。

消費者の立場に立った視点で取組を進めるするという趣旨は大事なことであるが、「消費者の立場に立った食の安心・安全の確保」と言われるとインパクトが足りないので、工夫をお願いした。

もう一つ、「法令順守等の推進」というところで、地域社会の一員としての役割と言われると、生産者・事業者はもちろんそうであるが、それだけではないだろうというご指摘があったが、これについてはどのように考えているのか。

(事務局) 法令が社会の常識についていけない面がある。このため、法令を守ったからと言って社会は満足しないし、評価してくれない。そうしたことから、事業者は社会が事業者に対して何を期待しているのかを理解し、その期待を裏切らないようにすることが必要である。このような考え方を条例に盛り込めないかと考えている。

(委員) 条文素案「法令順守等の推進」というところで、事業者は、関係法令を順守した上で、更に地域社会の一員として府民の信頼を損なわないよう努めるなら、よくわかる。また、事業者も地域社会の一員だという部分は納得できるが、大綱のところの「役割」という表現はよくないのではないか。

(部会長) 今、お答えにあったように、法令順守だけでいいのかということ、そうではないだろう。やはり、社会的に求められているレベルがあって、そういう意味では、法令順守は当然で、それに加えて社会的に求められているようなレベルの取組をやってほしい、そのことをどう表現したらいいのかということ。

(委員) その意味でいえば、条文素案では「府民の信頼を損なわないこと」としているが、そうではなく、より高めるという風になるのかなと思うが、どうか。

(事務局) 信頼を確保するとか、高めると表現すると、信頼がないのかという風に受け止められないか、そのような受け止め方がされれば事業者の方に申し訳ない。このため信頼を損なわないようにしましょうとの方がいいのではないかと判断から、このような表現にしている。事業者の方のプライドを考え、どちらの表現がいいのか、委員さんのご意見をお聞きしたい。

- (委員) 条文素案最後の「府民の信頼を損なわないよう努めるものとする」という文面は、今、委員がおっしゃったように「より高めるように努力する」と変えてもらった方がありがたい。
- (事務局) 関係部分については、ここでの意見を踏まえ整理をさせていただく。
- (部会長) 「法令順守等の推進」に関する規定は、舌足らずであり、もう少し言葉を足さないといけない気がする。規定の趣旨自体は皆さん異論はなく、どう表現したらいいのかということ。とりわけ、事業者の方に社会の一員として自主的・自発的な努力をお願いすることになることから、納得して頂けるような表現にしないとけない。表現等をさらに詰めるということによろしいか。
- (委員) 条例のそれぞれの取組は、実際にはどこが担当になるのですか。
- (部会長) 今の段階では、条例そのものをトータルに管理するのは、食の安心・安全プロジェクト、個別の事項については、それぞれの所管室、課が担当することになる。
- (委員) 「人材の育成」について、この人材が育成された後の何か活用法等、どのようなイメージを持っているのか。いろいろな形で人材の育成の取組がされているが、バラバラに行われている。一度、統合的に考えてもらえばもっと強力な力になるのではないか。これを機会に考えてもらいたい。
- (部会長) 今の御意見は、条例ができた後の一つの取組についての御意見として受け止めさせて頂く。
- (委員) 前文に出てくる関係者という言葉は、府、生産者・事業者、消費者を合わせてということですが、特に重要なところは、面倒でも並べて書いた方が、よりわかりやすい。
- (部会長) 今のご指摘をふまえて、文言の使い方について精査するということによろしいか。
- (委員) この度の鳥インフルエンザのように非常に大きな問題が起こったときに、マスコミの発する情報が消費者に非常に大きな影響を与えた。その点で言えば、このマスコミも関係者の一人であり、情報と言うときには、マスコミを意識しておかなくてはいけない。
- (部会長) 関係者という言葉については、どういうアクターを想定したのか、表現を少し精査する。
- (委員) 前文の二行目、「優れた食文化」の「優れた」という言葉が気になる。「優れた」というと、優劣の考えが入ってくる。このため、「素晴らしい」という言葉にかえられた方がよいのではないか。
- (委員) 7月に農業団体と意見交換をされているが、この条例の考え方等について納得して頂いてると理解してよいか。
- (事務局) 農業団体については、無登録農薬、遺伝子組換えの関係部分を含めて、説明を行っている。ただし、具体的にどう規定するかについてはまでは説明していないが、規定していきたいということは話をさせていただいている。また、農林関係だけではなく、商工関係の皆さんとも意見交換を行っており、条例の考え方、規定を考えている事項等について説明を行っている。細部はともかく、基本的なところは了解頂いたと思っている。

(部会長) 表現等で何か気になるところがあれば、事務局の方へ連絡して頂くことにしたいと思う。ただ、大きなところをご了解頂いたということで、表現、言い回し等については、事務局で再度精査するということにして、今後のスケジュールの説明をお願いする。

(事務局) 次回の専門部会は、パブリックコメント実施した後に開催したいと考えている。次回では、パブリックコメントを踏まえた「条例素案」についてご検討頂き、専門部会としてのとりまとめをお願いし、成案に持っていければと思っている。

以 上